

地域づくりセミナー開催助成金交付要綱

令和6年3月28日 要綱第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、道内市町村（札幌市を除く。）が地域の活性化等を図るために開催するセミナーを助成するため、公益財団法人北海道市町村振興協会（以下「この法人」という。）が交付する助成金に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象セミナー)

第2条 助成対象は、市町村が地域住民及び市町村職員を対象とし、外部講師による講演・講義（パネルディスカッション等）、グループ討議及びワークショップ等の形式により開催するセミナーとする。なお、この法人が実施する他の助成事業の対象となる事業を除く。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、前条に掲げるセミナーを開催する市町村とする。

(助成対象経費及び助成金額)

第4条 助成対象経費はセミナー開催に要する経費とし、助成金額は、次の各号に掲げる額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 市町村が単独で開催するセミナー 上限を30万円、下限を5万円とする。
- (2) 複数市町村が合同で開催するセミナー 上限を50万円、下限を5万円とする。

(助成の申請手続)

第5条 助成を受けようとする市町村（複数市町村が合同で開催するセミナーにあっては代表市町村）は、定められた期日までにこの法人の理事長（以下「理事長」という。）に対し、別記第1号様式の助成申請書を提出するものとする。

(助成の決定)

第6条 理事長は、前条の助成申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金交付の適否及びその金額を決定するものとする。

- 2 理事長は、前項の決定をするに当たっては、この法人が設置した助成金審査会の意見を聴取するものとする。
- 3 理事長は、前2項の規定により助成を決定したときは、速やかに別記第2号様式の助成決定通知書により、当該市町村に対し通知するものとする。

(申請の変更)

第7条 助成の決定を受けた市町村が、その後、やむを得ない事情等により、当該セミナーの内容又は経費の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ別記第3号様式の助成申請変更届を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(申請の取下げ)

第8条 助成の決定を受けた市町村が、その後、やむを得ない事情により、当該セミナーを実施することができなくなった場合又は助成対象経費が5万円を下回った場合は、遅滞なく別記第4号様式の助成申請取下書を理事長に提出するものとする。

(助成決定の取消し)

第9条 理事長は、前条の助成申請取下書を受理したときは、助成決定を取り消すとともに、別記第5号様式の助成決定取消通知書により、当該市町村に対し通知するものとする。

(実績報告)

第10条 助成の決定を受けた市町村は、当該セミナー終了後、速やかに別記第6号様式の実績報告書を理事長に提出するものとする。ただし、最終報告期限は、当該年度の2月末日とする。

2 市町村は、助成事業に関する帳簿及び書類を備え、これを整理しておくとともに、助成事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の4月1日から5年間保存しなければならない。

(助成金額の確定及び交付)

第11条 理事長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定して別記第7号様式の確定通知書により、当該市町村に通知するとともに、速やかに助成金を交付するものとする。

(現地調査の実施)

第12条 理事長は、助成金の適正な執行を図るため必要があると認められるときは、当該市町村に対し、この法人の職員に現地調査を実施させることができるものとする。

2 理事長は、現地調査により、事業内容が別記第6号様式の実績報告書の内容と著しく異なると判断したときは、当該市町村に助成金の全部又は一部の返還を求める等必要な措置を講じるものとする。

(広報表示)

第13条 助成の決定を受けた市町村は、当該セミナーの実施にあたっては、ポスターやチラシ及び資料等にこの法人又はサマージャンボ宝くじの収益金の助成を受けて実施している旨の広報表示を行うものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。